

管理責任者規定

1. 目的

本規定は、管理責任者の職務と管理責任者講習会及び管理責任者フォローアップ研修会での講習内容等について定める。本規定は、管理責任者がその職務を果たし、登録製品の品質が維持・向上され、その結果として消費者からの SIAA マークの信頼性向上に寄与することを目的とする。

2. 管理責任者の定義

管理責任者とは、当会に登録された自社製品の品質の維持・向上、適正表示及び利用方法等に関する責任者をいう。

ここで言う品質とは、登録製品が K07「品質と安全性に関する自主基準」を満たしていることを指す。また、適正表示とは、K14「SIAA マーク管理運用規定」で定められている SIAA マークの表示に関する事項を満たし、K32「加工製品の広告表記に関するガイドライン」を遵守していることを指す。

3. 管理責任者の選任及び職務

- (1) 本会に製品を登録する企業は、入会時に自社内より管理責任者を選任して本会に届出る。選任された者は、入会后 1 年以内に管理責任者講習会に参加し、管理責任者の認定を受けること。
- (2) 管理責任者に変更がある場合は、すみやかに自社内より後任の管理責任者を選任し、本会に変更届を提出すること。この場合は変更届の提出後 1 年以内に管理責任者講習会に参加し、管理責任者の認定を受けること。
- (3) 管理責任者の認定を受けた者は、抗菌加工製品等の衛生関連の加工製品、及び抗菌剤等の衛生関連の剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等の専門知識の向上に努めること。専門知識の向上や抗菌・防カビ・抗ウイルス等の衛生に関する最新の情報を得るため、本会が開催する管理責任者フォローアップ研修会に 2 年に一度以上の頻度で参加し、認定の継続を受けること。
- (4) 管理責任者は、自社製品に関して消費者からの問い合わせ、および要望に応じること。

4. 管理責任者の認定

- (1) 本会会長は、管理責任者講習会修了者を管理責任者として認定し、認定証を発行する。また、管理責任者フォローアップ研修会修了者には修了証を発行する。
- (2) 本会会長は、本会の名誉を毀損した者、または本規定の目的に反する行為をしたと理事会が判断した者から、管理責任者認定を取り消すことができる。

5. 管理責任者講習会とフォローアップ研修会

- (1) 管理責任者講習会は、主に抗菌加工製品等の衛生関連の加工製品、及び抗菌剤等の衛生関連の剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等、管理責任者の職務に関連する知識講習とする。
- (2) フォローアップ研修会は、開催時点での SIAA 内外のトピックス的内容、品質管理や法令遵守等、管理責任者の知識を深めると共に会員企業に役立つ内容とする。
- (3) 講習会及びフォローアップ研修会は、年 1 回以上行う。
- (4) 受講資格は、会員の選定申告による。
- (5) 講習科目は、(1)及び(2)を基に、6 項に定める企画・運営担当委員会と事務局との協議により、次の科目から選択し、決定する。
 - 1) 微生物及びウイルスの基礎知識
 - 2) 抗菌剤等の衛生関連の剤の知識
 - 3) 抗菌加工製品等の衛生関連の加工製品（材料、加工法、品質管理、使用法）の知識
 - 4) 関連する法令、規則や制度等の解説
 - 5) 「SIAA マーク」の表示について
 - 6) 抗菌・防カビ・抗ウイルス・抗バイオフィルム等の分野の動向
 - 7) 本会自主規格、自主登録等の考え方
 - 8) MIC、MBC 試験法
 - 9) 抗菌力試験法（JIS Z 2801、JIS K 6400-9、シェーク法ほか）
 - 10) カビ成長試験、カビ抵抗性試験（JIS、ISO、ASTM 等）
 - 11) 抗ウイルス試験法（ISO 21702）
 - 12) 業務用除菌膜施工用塗材に関する試験方法（JIS Z 2811）
 - 13) 抗バイオフィルム試験方法（ISO 4768）
 - 14) 登録製品の品質維持・向上に関する事項
 - 15) 品質管理に関する事例紹介
 - 16) データのばらつきを含む統計処理の考え方
 - 17) 本会の新たな取り組み
 - 18) 関連業界の取り組みの紹介
 - 19) その他必要と認められる科目

6. 管理責任者講習会とフォローアップ研修会の企画・運営

- (1) 管理責任者講習とフォローアップ研修会の企画と運営は、技術・制度運営委員会が行い、事務局はそれらの支援と事務的業務を行う。

7. 管理責任者講習会とフォローアップ研修会の開催連絡

管理責任者講習会とフォローアップ研修会を実施する日時、場所、その他の実施に際して必要な事項は、当会 Web-Page への掲載や会員企業へのメールでの案内等により、

実施の3ヶ月以上前に連絡する。

8. 受講手続

管理責任者講習会及び／もしくはフォローアップ研修の受講希望者は、別に定める方法により参加申込みをする。

制定：平成10年 6月24日

改訂：平成10年11月30日

改訂：平成12年 6月22日

改訂：平成13年 6月22日

改訂：平成19年2月2日

改訂：平成21年12月14日

暫定改訂：平成25年9月18日

改訂：平成26年3月20日

改訂：2019年3月26日

改訂：2020年5月18日

改訂：2024年3月21日

改訂：2023年12月14日